吉川市犯罪被害者等支援条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、吉川市犯罪被害者等支援条例（令和７年吉川市条例第１３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「犯罪被害者」とは、犯罪被害者等のうち犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第８条第２項第１号の規則で定める遺族）

第３条　条例第８条第２項第１号の規則で定める遺族は、死亡被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者のうち、この条の規定により第１順位の遺族となるもの（以下「第１順位遺族」という。）とする。

⑴　死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は死亡被害者とパートナーシップの宣誓（吉川市パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和３年吉川市告示第３４８号の２）第２条第３号に規定する宣誓をいう。以下同じ。）を行った者を含む。）

⑵　死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者又はファミリーシップの宣誓を行った者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

⑶　前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第２号の子と、その他のときにあっては同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺

族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

５　第１順位遺族が２人以上あるときは、これらの者は、そのうちの１人を遺族見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第１順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（見舞金の支給の制限）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

⑴ 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（傷害見舞金の支給を受けるべき者であって１８歳未満であったものを除く。）又は第１順位遺族（１８歳以上であった者（第１順位遺族が２人以上ある場合にあっては、その全てが１８歳以上であったときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。）。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

ア　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合又はパートナーシップの宣誓を行った場合を含む。）

イ　直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合又はファミリーシップの宣誓を行った場合を含む。）

⑵ 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第１順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったとき。

ア　当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ　過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ　当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

⑶ 犯罪被害者又は第１順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるとき。

ア　当該犯罪行為を容認していたこと。

イ　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ　当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

2　犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者との間に親族関係があった場合において、見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、見舞金を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

（見舞金の支給申請）

第５条　見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金　吉川市遺族見舞金支給申請書（様式第１号）及び次に掲げる書類

ア　死亡被害者の死亡診断書の写しその他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ　犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市内に住所を有するものであったことを証明する住民票の除票の写しその他の証明書

ウ　戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄が確認できる書類

エ　申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は死亡被害者とパートナーシップの宣誓を行った者であるときは、その事実を証明する書類

オ　申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明する書類

カ　申請者が第３条第１項第２号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ　第１順位遺族が２人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第２号）

ク　その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金　吉川市傷害見舞金支給申請書（様式第３号）及び次に掲げる書類

ア　負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

イ　犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた時において、市内に住所を有していたことを

証明する住民票の写しその他の証明書

ウ　その他市長が必要と認める書類

（見舞金の支給決定）

第６条　市長は、第５条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、吉川市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第７条　前条の規定により見舞金を支給する旨の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、当該見舞金の支給を請求するときは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第８条　市長は、支給決定者又は見舞金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消すものとする。この場合において、既に見舞金を支給しているときは、その返還を求めるものとする。

⑴ 支給の決定後に第４条の規定に該当することが判明したとき。

⑵ 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたことが判明したとき。

⑶ 前２号に掲げるもののほか、見舞金の支給の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

２　市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、吉川市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。